

大口町告示第115号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、道路を次のように廃止する。

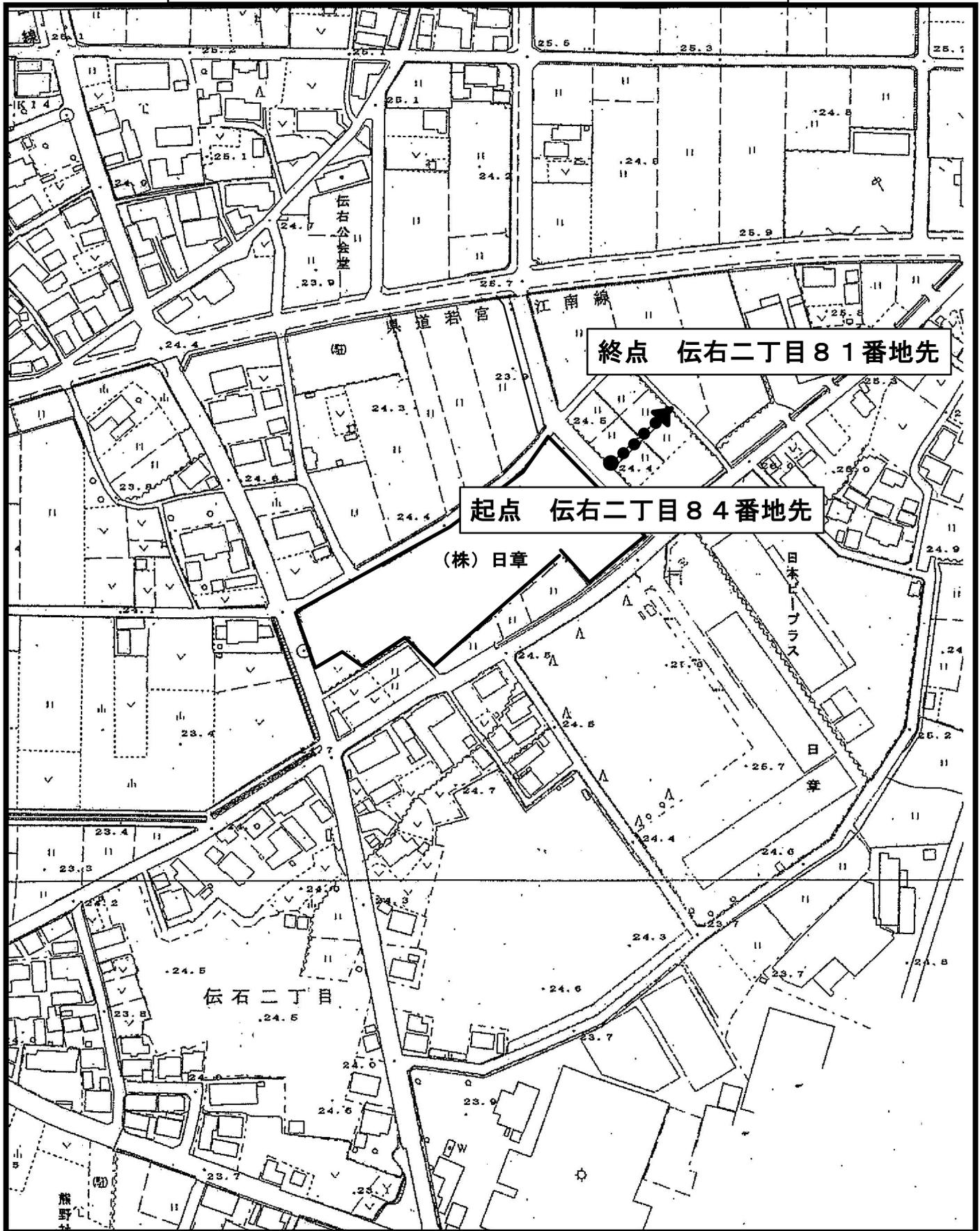
その関係図面は、告示の日から1週間（ただし、大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。）産業建設部建設課において一般の縦覧に供する。

平成28年10月3日

大口町長 鈴木雅博

路線番号	路線名	起点	終点
1226	町道 秋田126号線	伝右二丁目84番地先	伝右二丁目81番地先
1601	町道 大屋敷101号線	高橋一丁目66番地先	高橋一丁目4番地先

町道路線廃止 町道秋田126号線 位置図



S=1:2500



起点 高橋一丁目66番地先

終点 高橋一丁目4番地先